

福監第7111号
令和6年5月17日

福崎町長 尾崎吉晴様
福崎町議会議長 前川裕量様
福崎町教育長 高橋涉様
福崎町公営企業管理者 福永聰様

福崎町監査委員 烏岡照義

福崎町監査委員 石川治

令和5年度下半期定期監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を別紙のとおり報告します。

この監査の結果に基づき、措置を講じたものについては、同条第14項の規定により、報告してください。

令和5年度下半期定期監査報告書

第1. 監査対象期間

令和5年10月1日から令和6年3月31日まで

第2. 監査の実施日

令和6年5月16日、17日

第3. 監査の対象

一般会計・特別会計・基金・一時借入金
水道事業会計・工業用水道事業会計・下水道事業会計

第4. 監査実施項目

- ・各会計下半期の予算執行状況について
- ・各会計歳入・歳出伝票の確認について
- ・公金の収納状況について
- ・預金及び借入金の残高確認について
- ・工事進捗状況について（第三者による工事検査実施状況を含む）
- ・委託契約に係る調査について
- ・公有財産の管理について
- ・その他

第5. 監査の着眼点

(1) 共通事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにして、その組織及び運営の合理化に努めているか。

第6. 監査の方法

令和5年度下半期定期監査は、提出された各会計収支計算書、下半期収入・支出状況、公金の収納状況、各基金運用状況、工事進捗状況及び他の資料のうち、抽出した一部の資料を主な資料とし、担当職員から状況等を聴取して監査を行った。

第7．監査の結果

福崎町監査基準に基づき監査した限りにおいて、財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理は、おおむね適正かつ効率的に行われているものと認められた。一部改善及び検討を要する事項が見受けられたが、軽微なものについては監査の過程で指摘したので本報告では省略している。今後とも適正かつ効率的な事務処理に努められたい。